

本人確認書類貼付台紙 マイナンバーによる課税情報等の確認申出書

下記の申請時に、マイナンバーを記入される場合は、「番号確認書類」と「身元確認書類」の両方のコピーをこの台紙に貼り付け、申請書と一緒に提出してください。協会けんぽにて、課税情報等を確認いたします。※1

※1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。

◀ マイナンバーでの情報確認により、住民税(非)課税証明書や所得証明書等の添付を省略できます ▶

対象申請の種類

マイナンバーを記入し、この台紙(本人確認書類の貼付済)を添付して提出した場合、当協会にて課税情報を確認いたします。

- 高額療養費の申請
- 高額介護合算療養費の申請
- 食事及び生活療養費標準負担額の減額申請
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請

マイナンバーを記入し、この台紙(本人確認書類の貼付済)を提出した場合、当協会にて収入情報を確認いたします。

(70歳以上の被保険者および被扶養者、すべての方の書類添付が必要です。台紙が不足する場合は、コピーをご使用ください)

- 基準収入額適用の申請

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの場合

マイナンバーカードの表面が「身元確認書類」、裏面が「番号確認書類」となります。
両面のコピーが必要です。

両面(表・裏)のコピーを
貼り付けてください。

■2ページ目が
貼り付け場所です。

マイナンバーカードをお持ちでない場合

番号確認書類

- ① ● 個人番号通知のコピー
- 住民票(マイナンバーの記載のあるもの)
- 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のあるもの)

のうち、
どれか一つ



身元確認書類

- ② ● 運転免許証のコピー
- パスポートのコピー
- その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

のうち、
どれか一つ

①から1つ、
②から1つ、
合計2つを
貼り付けてください。

■2ページ目が
貼り付け場所です。

被保険者情報欄をご記入ください。

申請にあたり、マイナンバーによる課税情報等の確認を利用します。

被保険者情報	被保険者証の (左づめ)	記号	<input type="text"/>	番号	<input type="text"/>
	住民票上の 住所 ※2	〒	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	氏名	(フリガナ) <input type="text"/>			

※2 ... 下記を確認のうえ
住民票上の住所をご記入ください。

- ・平成29年8月診療～平成30年7月
診療分は、平成29年1月1日の住所
- ・平成30年8月診療～平成31年7月
診療分は、平成30年1月1日の住所

基準収入額適用の申請をする場合は、被扶養者(旧被扶養者)情報をご記入ください

申請にあたり、マイナンバーによる課税情報等の確認を利用します。

被扶養者情報	住民票上の 住所 ※2	〒	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	氏名	(フリガナ) <input type="text"/>		

注:
基準収入額適用申請書の場合のみ、
以下の住民票上の住所をご記入くだ
さい。(被扶養者の住所も同様で
す。)

- ・1月～7月の申請の場合
→ 前年1月1日の住所
- ・8月～12月の申請の場合
→ 本年1月1日の住所

本人確認書類貼付台紙
マイナンバーによる課税情報等の確認申出書

※①と②、両方の貼付が必要です

①※

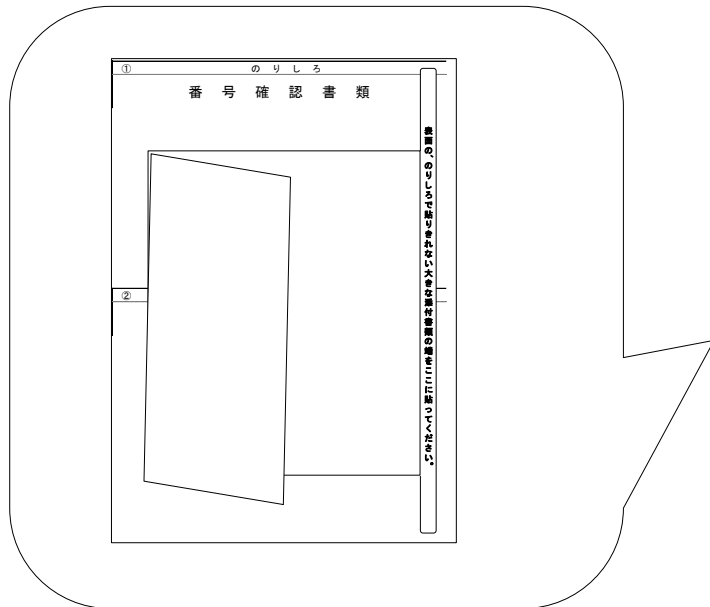
のりしろ

番号確認書類

②※

のりしろ

身元確認書類



のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。